イ　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格者は、平成23年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑶の①の施工経験を有することとし、特定建設工事共同企業体の出資比率が第２位（３者の場合）の構成員は⑶の①から③に掲げる工事のいずれかの施工経験を有すること。当該施工経験が共同企業体の構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては、分担工事の経験に限るものとし、出資比率は問わない。）。

ただし、出資比率が最下位の特定建設工事共同企業体の構成員（最下位の者が同率で複数いる場合には、そのうちの１者に限る。）の配置予定技術者については、⑶に掲げる工事の施工経験は必要ない。

また、当該施工経験が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。

ウ　専任補助者を配置する場合は、上記⑶①の施工経験に代えて②の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

オ　経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が、アの要件を満たす配置予定技術者を本工事に専任で配置できること。

また、構成員のうち少なくとも１者の配置予定技術者が、イの要件を満たす施工経験を有すること。

なお、入札後の措置として、契約額が建設業法施行令第27条第１項で定める金額の３倍未満の場合においては、構成員のいずれか１者が、ア及びイの要件を満たす配置予定技術者を専任で配置することで、残りの構成員の配置予定技術者は専任を要しない。

また、監理技術者の場合はエの要件についても満たしていること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「北海道地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。

ア　施工体制の評価について

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

イ　施工計画について　施工上の課題に対する技術的所見

ウ　企業の施工能力について　ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取得状況、「労務費見積り尊重宣言」の取組状況又はカーボンニュートラルに資する認証制度における取得・参加等の状況について評価する。

⑵　総合評価の方法　総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、工事施工体制等に対し、施工体制評価点を与える。さらに資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点は100点、施工体制評価点は最大30点とし、加算点は、⑴イからウまでに示す評価項目について、合計で最大20点を与える。

また、⑶におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

簡易な施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴に示す評価項目に係る施工計画等をもって入札し、次の㋐及び㋑の要件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ　落札者となるべき者の入札価格が契約事務規程第25条に基づく調査基準価格を下回る場合は、契約事務規程第26条の調査を行うものとする。なお、調査の内容は入札説明書によるものとする。

４　入札手続等

⑴　担当窓口　〒060―0002 札幌市中央区北二条西一丁目１番地（マルイト札幌ビル６階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　北海道新幹線建設局　総務部　契約課

電話011―231―3489　電子メールアドレス keiyaku.spp@jrtt.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間及び方法

ア　交付期間　表－１①に示す期間。

イ　交付方法　鉄道・運輸機構入札情報サービスからダウンロードすること。アドレス

https://jrtt.efftis.jp/PPI/Public/

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難い者は⑴に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　申請書及び資料は、電子入札システムにより提出すること。ただし、申請書及び資料の容量が10MBを超える場合又は契約担当役から承諾を得て紙入札方式へ移行した場合は、提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メール（押印省略をする場合に限る。）により提出すること。

イ　受付期間　表－１②に示す期間。

ウ　提出先　⑴に同じ。

⑷　入札方法、入札の締切及び開札の日時、場所

ア　入札方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、契約担当役から承諾を得て紙入札方式へ移行した場合は、⑴へ持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）すること。

イ　入札の締切日時　表－１③に示す期日。

ウ　開札の日時及び場所　開札は、表－１④に示す期日に当機構北海道新幹線建設局入札室にて行う。

⑸　工事費内訳書の提出　第１回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

⑹　入札執行回数　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

⑺　入札の辞退　入札参加者は、入札書（再度の入札を行う場合の入札書を含む。）を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

５　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除

イ　契約保証金　納付（保証金納付場所　三井住友銀行　ベイサイド支店）

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。